

ふるさと納税払い チョイスPay利用規約

「ふるさと納税払い チョイスPay利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、大町市(以下「発行者」といいます。)が、ふるさと納税金の謝礼品として寄附者に対し発行するふるさと納税払い チョイスPayの利用にあたり、利用者の遵守事項並びに発行者及び利用者の権利義務関係を定めるものです。ふるさと納税払い チョイスPayを利用する方は、事前に本規約の全文を必ずお読みください。

第1条(定義)

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1)「加盟店」とは、発行者から指定を受け、利用者との間で自己が指定した対象商品等についてふるさと納税払い チョイスPay使用取引を行う個人又は法人をいいます。
- (2)「利用者」とは、本規約の内容に同意のうえふるさと納税払い チョイスPayを利用する個人又は法人をいいます。
- (3)「寄附サイト」とは、株式会社トラストバンクが管理運営する「ふるさとチョイス」という名称のふるさと納税サイトをいいます。
- (4)「ふるさと納税払い チョイスPay」とは、発行者が、ふるさと納税の謝礼品として株式会社トラストバンクが本QR決済システム又は寄附サイトを通じて寄附を行った利用者に発行する、電磁的方法により記録されるポイントであって、利用者が[寄附サイト]においてふるさと納税払い チョイスPay使用取引の決済に使用することができるものをいいます。
- (5)「対象商品等」とは、[寄附サイト]において、利用者から寄附を受けた発行者が発行したふるさと納税払い チョイスPayの一定のポイント数と引き換えに利用者に提供するものとして、発行者が指定した商品又はサービスをいいます。
- (6)「ふるさと納税払い チョイスPay使用取引」とは、利用者が、[寄附サイト]において、発行者から発行を受けたふるさと納税払い チョイスPayのポイントと発行者が指定する対象商品等又はサービスの提供を受ける権利との交換を行う取引をいいます。
- (7)「本QR決済システム」とは、株式会社トラストバンクが運営管理するふるさと納税払い チョイスPayの利用のためのQRコード決済用のシステムをいいます。
- (8)「本寄附サイト決済システム」とは、株式会社トラストバンクが運営管理するふるさと納税払い チョイスPayの利用のための寄附サイト決済用のシステムをいいます。
- (9)「本アプリ(利用者)」とは、利用者がふるさと納税払い チョイスPayの発行を受け、これをふるさと納税払い チョイスPay使用取引の決済に用いる目的で利用者の情報端末上において利用する、株式会社トラストバンクが開発し利用者に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。

第2条(発行・利用)

- 1ふるさと納税払い チョイスPayは、発行者に対するふるさと納税の謝礼品であり、利用者は発行者への寄附手続を行うことによつてのみふるさと納税払い チョイスPayの発行をうけることができます。
 - 2発行者は、利用者がふるさと納税払い チョイスPayを謝礼品として指定して実施したふるさと納税に係る寄附金の決済完了後、速やかにふるさと納税払い チョイスPayを発行します。
 - 3発行されたふるさと納税払い チョイスPayは、寄附サイトのマイページ又はアプリケーション「ふるさと納税払い チョイスPayアプリ」(以下総称して「マイページ等」といいます。)上に発行者が指定する方法により表示されます。
 - 4利用者は、以下の方法により、ふるさと納税払い チョイスPayを、[寄附サイト]でのふるさと納税払い チョイスPay使用取引の決済に利用することができるものとします。
- 寄附サイトの場合

- ・利用者が寄附サイト上で、ふるさと納税払い チョイスPayのポイントを利用した取引を申し込む操作を行い、当該ポイントが本寄附サイト決済システム上自動的に減算される方法
- 5ふるさと納税払い チョイスPay使用取引において、ふるさと納税払い チョイスPayのポイントが不足した場合、利用者は、不足分について発行者へふるさと納税の寄附手続を行い、新たにふるさと納税払い チョイスPayを取得の上利用するか、又は、不足分を選択可能な支払い方法(ただし、[寄附サイト]で指定された支払い方法に限ります。)で支払うことができます。なお、利用者は、マイページ等で、ふるさと納税払い チョイスPayのポイント使用状況を確認することができるものとします。
- 6利用者は、事前にQRコード等をキャプチャした画像、その他本アプリ(利用者)及びそれに表示されるQRコードの複製物を提示する形でふるさと納税払い チョイスPayの利用はできません。

第3条(禁止事項)

- 1利用者は、発行を受けたふるさと納税払い チョイスPayを複製し、改変し、公衆送信し、又は第三者に利用させ、若しくは貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。
- 2前項に規定するほか、ふるさと納税払い チョイスPayを不正に利用する行為(他の利用者又は第三者に成りすます行為を含みますがこれに限られません。)その他発行者が不適切と判断する行為を利用者が行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合、[発行者]は、利用者によるふるさと納税払い チョイスPayの利用を認めない場合があります。

第4条(期限)

ふるさと納税払い チョイスPayの利用期限は、株式会社トラストバンクが別途定める期間とします。なお、有効期限を過ぎた場合は、期限の延長および再発行はできないものとします。

第5条(利用中止)

利用者は、ふるさと納税払い チョイスPayの利用の中止等を理由として発行者に返金を求めることはできません。ただし、発行者の帰責事由により、ふるさと納税払い チョイスPayの利用が長期間にわたり困難となる場合にはこの限りではありません。

第6条(ふるさと納税払い チョイスPay使用取引の取消し等)

- 1利用者は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、[寄附サイト]において行ったふるさと納税払い チョイスPay使用取引を取消し、又は解除することができないものとします。
- 2ふるさと納税払い チョイスPay使用取引が取消され又は解除等された場合、当該ふるさと納税払い チョイスPay使用取引において利用されたふるさと納税払い チョイスPayのポイントは、マイページ等を通じて、[発行者]から利用者に返還されるものとします。

第7条(本規約の変更)

発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、マイページ等発行者が適切であると判断するインターネット上のウェブサイト等において掲載することにより利用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用者がふるさと納税払い チョイスPayを利用した場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第8条(権利義務の譲渡等)

利用者は、発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第9条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能

と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第10条(準拠法及び管轄裁判所)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026年7月1日 制定